教育委員会会議規則（第１８条関係）

会　　議　　録

文 書 分 類		保存期間	(30)、10、5、3、1年
会 議 の 名 称	令和８年第１０回桜川市教育委員会定例会		
開　催　日　時	令和８年１０月１９日（月） 午後　３時００分開会 午後　３時３０分閉会		
開　催　場　所	真壁庁舎　３階　３３１０会議室		
出　　席　　者	（委員出席者氏名） 教　　育　　長　　市村　　志保 教育長職務代理者　　宇佐美　　徹 委　　員　　舘野　　仁一 委　　員　　小林　　源洋 委　　員　　小島　　香織 （説明の出席者職・氏名） 教　育　部　長　　佐谷　　智 学校教育課長　　栗山　　美津江 教育指導課長　　渡辺　　宏之 生涯学習課長　　谷嶋　　純子 スポーツ振興課長　　廣澤　　伸一 次長兼文化財課長　　寺崎　　大貴 学校給食センター所長　　保坂　　理恵 主幹　　芝野　　和代 主事　　海老澤　晴香		
議事録署名人	小林　源洋　委員		
会　議　内　容	・議案第 23 号　桜川市立学校管理規則の一部改正について（学校教育課）		
会議録作成方針	要点記録		

情報の公開可否	㊀・否 不開示理由（部分開示を含む）
会　　議　　内　　容　　（審議内容・審議経過・結論等）	

市村教育長	ただいまから令和８年第１０回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。 本日の出席者は私を含めて５名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。 【　議事録署名人の選任　】 それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小林　源洋　委員にお願いします。 【　議事　】 本日の会議に提案されている案件は、議案１件です。よろしくお願いいたします。 議案第 23 号　「桜川市立学校管理規則の一部改正について」学校教育課より説明願います。
栗山学校教育課長	（資料により説明）
市村教育長	説明が終わりましたので、委員さんから発言等あればお願いいたします。
宇佐美委員	校長会からの提案は、今年度初めて出されたものでしょうか。それとも、以前から意見があり、検討を重ねた上で、今年度又は来年度から実施するために規則の改正を検討しているものでしょうか。今回の提案に至るまでの経緯について、教育委員会の見解をお伺いします。
渡辺教育指導課長	４月の校長会において、教職員の働き方改革の一環として、春休み期間中の新年度準備時間の確保について提案しました。その後、校長会で協議を重ね、正式に要望を受けたことから、今回、検討することとなりました。 現行では、曜日の並びによって新年度の準備期間が３日から５日間となり、会議等により十分な準備時間を確保できない状況がありました。また、入学式の会場設営を部活動の時間に行うなど、教職

	員の負担も生じていました。 　このため、春休みを 1 日延長し、始業式を全校で午前中に実施するとともに、翌日に小中学校の入学式を行うことで、準備期間を 4 日から 5 日間程度確保し、新年度を円滑に開始できるようにするものです。 　なお、授業日数が 1 日減少することや、保護者への影響、学童クラブとの連携などが課題となるため、今後、対応を検討していきます。
宇佐美委員	変更後の準備期間は、春休みを 2 日延長した場合でも最大 5 日間となります。曜日ごとの日数を比較すると、1 日延長した場合も 2 日延長した場合も、準備期間の最大日数は変わらないのではないでしょうか。また、来年度は木曜日の始業となるため、準備期間は 4 日間となります。教職員の働き方改革という観点では、春休みを 2 日延長しても準備期間は変わらないのではないでしょうか。
渡辺教育指導課長	春休みを 2 日延長した場合、曜日の並びによっては、始業日が 4 月 10 日頃となる年もあると筑西市から聞いております。 　授業日数の減少については、従来の家庭訪問が家庭確認に変更され、実施期間が短縮されていることから、授業時数は確保できると校長会から聞いております。また、校長会で協議した結果、現状のままでよいという意見や、児童生徒と早く会いたいという意見もある一方、新年度の準備に十分な時間を確保したいという意見もあり、最終的に 1 日延長するという要望にまとまりました。さらに、小学校と中学校の入学式を同日に実施することについても、検討が必要であると考えております。
小島委員	市内の小学校と中学校の入学式を同日に実施するということでしょうか。また、兄弟姉妹が小学校と中学校にそれぞれ入学する家庭では、両方の入学式に出席する必要があるため、時間的な負担が懸念されます。一方、仕事をされている保護者にとっては、休暇を 1 日で済ませられるというメリットも考えられますが、保護者への影響についてはいかがでしょうか。
渡辺教育指導課長	下妻市では、午前と午後に分けて入学式を実施しています。同日に実施することで、保護者が別々の日に休暇を取得する必要がなくなるほか、小学校の校長が中学校の入学式にも出席できる可能性が

	あります。一方で、同日開催による不都合がないか、確認が必要であると考えています。
小島委員	新年度の準備を円滑に進められるのであれば、同日開催でよいのではないかと考えます。
市村教育長	その他に発言がありませんので、採決に入ります。 議案第２３号「桜川市立学校管理規則の一部改正について」は、原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
市村教育長	ご異議がありませんので、議案第２３号は原案のとおりといたします。 それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。 会議の正なることを証します。 令和　　年　　月　　日 教育長 議事録署名人 教育委員

令和８年（2026 年）10 月 19 日開会

第 10 回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

第10回　桜川市教育委員会定例会日程

１　開　　会

２　教育長あいさつ

３　教育長報告

４　議事録署名人の選任

５　議　　事

議案第23号　桜川市立学校管理規則の一部改正について（学校教育課）

６　そ の 他

・「学校における食物アレルギーの手引き」の改正について（学校給食センター）
・全国学力・学習状況調査結果について（教育指導課）
・部活動地域展開ポータルサイト「さくラボ」について（教育指導課）
・次回教育委員会定例会の開催日時について（学校教育課）

７　閉　　会

議案第23号

桜川市立学校管理規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和８年（2026年）10月19日　提出

桜川市教育委員会
教育長　市村　志保

桜川市立学校管理規則の一部を改正する規則

桜川市立学校管理規則（平成１７年桜川市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号中「４月５日」を「４月６日」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

桜川市立学校管理規則（平成１７年教育委員会規則第１３号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（休業日） 第３条　学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。 （１）から（３）まで　（略） （４）　学年始休業日　４月１日から４月６日まで （５）から（８）まで　（略） ２及び３　（略）	（休業日） 第３条　学校の休業日は、次のとおりとする。ただし、教育長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。 （１）から（３）まで　（略） （４）　学年始休業日　４月１日から４月５日まで （５）から（８）まで　（略） ２及び３　（略）

学年始休業日の延長について

令和８年度桜川市校長会より、桜川市学校管理規則第３条１項における「学年始休業日」を以下のとおり変更したい旨の要望が提出された。今後の教職員の勤務環境の改善に向けて検討していきたい。

１　変更点

変更前→学年始休業日　４月１日から４月５日まで

変更後→学年始休業日　４月１日から４月６日まで（１日の延長）

２　変更理由

年度末・年度始めの教職員の業務の流れ等

３月中旬　内示（口外しないように指導される）

３月 24 日　修了式　春休みに入る前の引継ぎは、基本的にできない

職員会議で異動対象者の発表（口外しない条件で）

３月 25 日～春休み　異動者（三役以上）は 30 日までに異動校に行って引継ぎ実施

３月 31 日　報道発表及び離任式　異動者は午前中に離任式に参加→市役所で辞令式

４月１日　着任式（校内）　辞令交付式（校長）　校内分掌の発表

４月１日～４月５日　始業式　入学式の準備　※土日を挟むと３日間の準備期間

【現状】太字：準備日　　〇文字：始業式

日	1	2	3	4	5	6	7	8	準備期間
月スタート	**月**	**火**	**水**	**木**	**金**	土	日	㊊→	５日間
火スタート	**火**	**水**	**木**	**金**	土	日	㊊→		４日間
水スタート	**水**	**木**	**金**	土	日	㊊→			３日間
木スタート	**木**	**金**	土	日	**月**	㊋→			３日間
金スタート	**金**	土	日	**月**	**火**	㊌→			３日間
土スタート	土	日	**月**	**火**	**水**	㊍→			３日間
日スタート	日	**月**	**火**	**水**	**木**	㊎→			４日間

（現状における新年度の状況）

初　日：市内全校始業式

小学校→午前中始業式、学活、給食なしで下校

中学校→午前中始業式、学活、給食あり　午後**中学校入学式**

※入学式の準備は春休み中

中学校の給食提供は2年前ぐらいからスタート

２日目：小学校→**小学校入学式**（午前中）給食あり

中学校→通常授業スタート

３日目：市内全校で通常行業スタート

【変更後の場合】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	準備期間
月スタート	**月**	**火**	**水**	**木**	**金**	土	日	㊊→		５日間
火スタート	**火**	**水**	**木**	**金**	土	日	㊊→			４日間
水スタート	**水**	**木**	**金**	土	日	**月**	㊋→			４日間
木スタート	**木**	**金**	土	日	**月**	**火**	㊌→			４日間
金スタート	**金**	土	日	**月**	**火**	**水**	㊍→			４日間
土スタート	土	日	**月**	**火**	**水**	**木**	㊎→			４日間
日スタート	日	**月**	**火**	**水**	**木**	**金**	土	日	㊊→	５日間

（変更後における新年度の状況）

初　日：**市内全校始業式**　給食提供あり
　　午前中始業式、学活　午後学活、入学式準備

２日目：市内全校入学式　給食提供あり
　　小学校→**小学校入学式**（午前）※真壁学園入学式
　　中学校→**中学校入学式**（午後）

３日目：市内全校で通常行業スタート

休業日を一日延ばすことで、現状実施している初日の中学校だけの給食提供はなし

期待されるメリット

・先生方の新年度に向けた準備に余裕が持てる。
　→始業式までの準備期間が短かったため、休日に出勤している先生方が多い。
・中学校の初日の給食提供はなくなる。
・中学校の春休み中の入学式準備がなくなる。
・増加傾向である４月の時間外勤務時間の減少。

想定されるデメリット

・保護者の負担
・学童クラブの開室時間の延長
・授業時間の確保
・

※県西市町の年度始め休業日（ＨＰ学校管理規則及び情報提供より）太字は変更

古河市（７日まで）　**筑西市（７日まで）**　結城市（５日まで）　常総市（５日まで）
下妻市（６日まで※次年度予定）　坂東市（５日まで）　境町（５日まで）
八千代町（４日まで）　五霞町（５日まで）